

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	14	担当課	消防防災安全課
法令名	高圧ガス保安法	根拠条項	30	不利益処分の種類	製造保安責任者免状等の返納命令	
高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号) 第30条 経済産業大臣又は都道府県知事は、製造保安責任者免状又は販売主任者免状の交付を受けている者がこの法律若しくは液化石油ガス法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その製造保安責任者免状又は販売主任者免状の返納を命ずることができる。						

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定